4　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5　前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第七十六条第二項中「第百二十五条」を「第百二十七条」に改める。

第七十八条第五号中「行政機関の長が開示決定等」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等」に、「行政機関の長が認める」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関が認める」に改め、同条第七号イ中「独立行政法人等」の下に「、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」を加え、同号ロ中「独立行政法人等」の下に「、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人」を加える。

第七十八条に次の一項を加える。

2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

第七十九条第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

第八十六条第一項中「第百六条第一項」を「第百七条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第七十八条第二号ロ又は同条第三号ただし書」を「第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書」に改める。

第八十九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第八十九条に次の三項を加える。

7　地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9　地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第九十条第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第百二十五条」を「第百二十七条」に改める。

第九十八条第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第百二十五条」を「第百二十七条」に改める。

第百四条第一項中「行政機関の長等」の下に「（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第百六条第二項」を「第百七条第二項」に改める。

第百五条第二項第一号中「次条第一項第二号」を「第百七条第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

第百八十条を第百八十五条とする。

第百七十九条第一項第一号中「第百七十三条及び第百七十四条」を「第百七十八条及び第百七十九条」に改め、同項第二号中「第百七十七条」を「第百八十二条」に改め、同条を第百八十四条とする。

第百七十八条中「第百七十一条、第百七十二条及び第百七十四条から第百七十六条まで」を「第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条まで」に改め、同条を第百八十三条とする。

第百七十七条第一号中「第百四十三条第一項」を「第百四十六条第一項」に改め、同条第二号中「第百五十条」を「第百五十三条」に改め、同条を第百八十二条とし、第百七十六条を第百八十一条とする。

第百七十五条中「第百七十一条」を「第百七十六条」に改め、同条を第百八十条とする。

第百七十四条中「第百七十九条第一項」を「第百八十四条第一項」に改め、同条を第百七十九条とする。

第百七十三条中「第百四十五条第二項」を「第百四十八条第二項」に改め、同条を第百七十八条とする。

第百七十二条中「第百四十条」を「第百四十三条」に改め、同条を第百七十七条とする。

第百七十一条中「第百十九条第三項」を「第百二十一条第三項」に改め、同条を第百七十六条とする。

第七章中第百七十条を第百七十五条とし、第百六十六条から第百六十九条までを五条ずつ繰り下げる。

第百六十五条中「第百四十七条第一項」を「第百五十条第一項」に改め、第六章第四節中同条を第百七十条とする。

第百六十四条を第百六十九条とし、第百六十三条を第百六十八条とし、第百六十二条を第百六十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

第百六十六条　地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2　委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

（条例を定めたときの届出）

第百六十七条　地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2　委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。